

## 宇治市男女共同支援センター関係団体登録詳細要件について

センター関係団体につきましては、宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則第13条で、「男女共同参画社会の推進を目的にした団体に限る。」と規定しております。

令和3年度の関係団体登録の募集に当たり、登録要件のうち、「①男女共同参画社会の推進を目的とした活動を行っていること。」及び「④センターが主催する事業に参加・協力できること。」の内容につきまして、下記のとおり具体例を挙げさせていただきました。地域に根ざした男女共同参画の推進に向け、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

### 記

- (1) センターが主催する事業（セミナー、講演会）及び市民企画事業（奨励事業）に、年度内に2回以上参加してください。⇒アンケートを提出。
- (2) 上記（1）に加えて、次のいずれかを年度内に実施してください。
  - ① 市民企画事業（奨励事業・サポート事業）に応募し、市民を対象に男女共同参画事業を実施してください。  
⇒市民企画事業実施報告書を提出。
  - ② 構成員を対象に研修会（30分間以上）を実施し、男女共同参画に関して構成員の理解を深めてください。実施方法としては、女性問題アドバイザーの派遣、市民企画事業（地域推進支援事業）を活用してください。また、独自で講師を依頼する方法も可とします。  
⇒市民企画事業実施報告書、研修会実施報告書（女性問題アドバイザーの派遣、独自で講師を依頼の場合）を提出。
  - ③ 男女共同参画にちなんだ発表・展示を、センター内（「ギャラリー ステップワン」、「活動スペース」、「4階廊下掲示板」等要相談）で行ってください。（具体例：男女共同参画にちなんだ川柳や活動報告、パープルリボンキャンペーンにちなんだタペストリーの制作など）  
⇒実施報告書の提出は不要。

- ④ 会議室使用の際、センターが用意する新聞記事に関して2回以上、男女共同参画の観点から意見を出し合い、その意見を記載して提出してください。  
⇒結果報告書を提出。
- ⑤ あさぎりフェスティバルの実行委員として企画運営に参画、または男女共同参画にちなんだ内容で企画参加してください。  
⇒企画参加は、あさぎりフェスティバル参加報告書・参加団体紹介を提出。実行委員は提出不要。
- ⑥ その他センターが認めるもの（事前にセンターと協議してください。）

#### 【その他】

- ① 募集は、原則として年1回とします。
- ② 登録更新の際、過去1年間の実績が登録要件の詳細を満たしていない場合は、登録の更新はできませんので、ご注意ください。  
（※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動を自粛した団体で要件の詳細を満たしていない場合はセンターにご連絡ください。）